



第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)
イクイップメントプロバイダーガイドライン
【有償提供版】

Ver.01
2025/04/08

IMAGINE ONE ASIA
ここで、ひとつに。

目次

1. はじめに	2
2. 対象となる競技用備品	3
3. EPの条件および権利	4
3.1 競技用備品へのロゴ掲出	4
3.2 観戦チケットの優先購入権	4
4. 応募及び決定プロセス	5
4.1 意向表明	5
4.2 条件の提示及び見積書の提出	5
4.3 契約締結	5
5. マーケティング及びプロモーションに関するルール	6
5.1 メディアからの問い合わせ	6
5.2 留意事項	6
6. お問い合わせ先	8
7. ガイドラインの改定	9

1. はじめに

アジア最大のスポーツの祭典である第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)(以下、「愛知・名古屋2026」)が2026年に愛知・名古屋で開催されます。

本ガイドラインは、イクイップメントプロバイダー制度(以下、「EP制度」)に参画していただく企業の皆様に向けて、制度の概要や権利、マーケティング及びプロモーションに関するルールを説明するものです。

イクイップメントプロバイダー(以下、「EP」)とは、愛知・名古屋2026に必要な競技用備品(サービス提供等を含む。以下同じ。)を提供(貸与等を含む。以下同じ。)していただく企業を指します。EPはスポンサーではありませんが、大会に商品やサービスを提供する他のサプライヤーとは異なり、特別な権利が付与されています。

愛知・名古屋2026の成功、そして大会後のレガシーを見据え、ともに歩んでいただける企業を募集します。

2. 対象となる競技用備品

EP制度は、すべての競技用備品ではなく、国際競技連盟(以下、「IF」)又はアジア競技連盟(以下、「AF」)から公認又は指定された競技用備品及びサービスに限定して適用されます。

なお、原則として、競技用備品ごとにEPを決定します。

3. EPの条件および権利

小売価格の50%以下の割引価格での提供を条件として、EPには、以下の権利が付与されます。

3.1 競技用備品へのロゴ掲出

- ・提供した競技用備品にEPのロゴを掲出することができます。
- ・ロゴの大きさは競技用備品の表面積の10%以下(最大60cm²)とし、1つの用具につき1箇所(複数の備品で構成される用具の場合は1箇所のみ)に掲出することができます。
- ・既製品に上記のサイズを超えるロゴがある場合は、マスキング又は上記サイズ内のステッカー等を貼付します。ただし、マスキングが競技に影響を及ぼす場合には、対象外となる場合があります。

3.2 観戦チケットの優先購入権

- ・競技用備品を提供した競技の観戦チケットを優先して購入することができます。
- ・購入できるチケットの枚数には限りがあります。
- ・競技によっては希望に添えない場合があります。

4. 応募及び決定プロセス

4.1 意向表明

EP制度へ参画する意向がある企業は、「意向表明書」を提出してください。

4.2 条件の提示及び見積書の提出

- ・愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下、「AINAGOC」)が、意向表明書を提出した企業へ個別に条件(仕様)を提示します。
- ・意向表明書を提出した企業は、提供する競技用備品が、IF又はAFによって公認又は指定されていることを確認できる証明書等を提出してください。
- ・意向表明書を提出した企業には、AINAGOCが提示する条件(仕様)に対する見積書を提出していただきます。
- ・意向表明書を提出した企業が複数の場合、AINAGOCは、見積書に記載された金額が最も有利な企業をEPに決定します。
- ・決定となるべき同価の見積書を提出した企業が2者以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、EPを決定します。
- ・見積書に記載された金額がAINAGOCで適正な価格でないと判断された場合は、契約を行わない場合があります。

4.3 契約締結

決定された企業には通知のうえ、提供条件を定めた正式な契約を締結します。

5. マーケティング及びプロモーションに関するルール

本章では、EPとしての活動が適切かつ公平に行われるよう、マーケティング及びプロモーションに関するルールを定めています。

5.1 メディアからの問い合わせ

- ・自社が「EP」であることを公に伝える場合を除き、大会関連の業務に関する質問に応じたり、コメントを提供したりすることはできません。
- ・自主的にメディアの関心を引きつけようとする行為や、大会関連の報道活動を開始することはできません。

5.2 留意事項

以下の活動は認められません。違反が確認された場合、EPの決定が取り消されることがあります。

○広告及びPR活動

- ・愛知・名古屋2026への提供実績を利用した広告、マーケティング、PR キャンペーン、プレスリリースの発行は禁止されています。

○第三者イベントでの発言

- ・第三者イベントにおいて、愛知・名古屋2026に関連した発言をすることは禁止されています。特に、EPとしての役割について公に発言することは認められません。

○ウェブサイト

- ・EPのウェブサイトやSNSで愛知・名古屋2026に関連した内容を宣伝することは禁止されています。
- ・愛知・名古屋2026専用のページや、愛知・名古屋2026に特化したウェブサイトの作成、URLに愛知・名古屋2026の名前や関連するキーワードを使用することは禁止されています。

○名刺やレターヘッド、メールのヘッダー

- ・名刺やレターヘッド、メールのヘッダー・フッターにおいて、愛知・名古屋2026に関連する製品供給の事実を言及することは禁止されています。
- ・自社の事業名や部署名で大会に関連する言及を行うことも禁止されています。

○ロゴおよび知的財産の使用

- ・愛知・名古屋2026のロゴ、エンブレム、マスコット、その他の知的財産を使用することは禁止されています。
- ・さらに、競技や大会を暗示するようなデザインや表現を含む宣伝活動も認められません。
- ・大会や競技に関連する知的財産を不適切に使用した場合、法的措置が取られる可能性があります。

6. お問い合わせ先

ご質問はこちら

公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

Email: ainagoc-kyougi@aichi-nagoya2026.org

7. ガイドラインの改定

これらのガイドラインは、必要に応じて改定されることがあります。改定が行われた場合、改定後のガイドラインが速やかに反映され、関係者に通知されます。